「学校いじめ防止基本方針」【ハンドブック】

河北町立谷地南部小学校

1 はじめに

○いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる。どの子どもも、被害者にも加害者にもなり得る。 ○児童の尊厳を保障するために関係機関と連携し、「未然防止」「早期発見、早期対応」に取り組む。

2 いじめ防止のための取組

(1) 教職員による指導

- ・いじめについての正しい知識と子どもの様子の把握 ⇒ (校内研修・子どもを語る会)
- ・心をはぐくむメッセージを発信

- ⇒ (校長講話・学校だより・学級だより・学級指導)
- ・日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していく。 ⇒ (学級経営・学級指導・道徳)

 \Rightarrow

「自己存在感・自己肯定感・自己有用感」を高める ⇒ (学級経営・学級指導・道徳)

(2) 児童に培う力とその取り組み

①児童に培う力

- ・他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操
- ・自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互い の人格を尊重する態度
- ・他者と円滑なコミュニケーションを図る能力
- ・ストレスに適切に対処できる力
- 自己有用感、自己肯定感

②その取り組み

- ・学校の教育活動全体を通して行う、道徳教育・人権教育・読書活動・体験活動等
- 一人一人を大切にした分かりやすい授業づくり
- ・一人一人が活躍できる集団づくり(学級経営の充実)
- ・自己有用感を持ち、他者の役に立っていると感じ取る ことのできる機会。
- ・主体的に取り組むことができる体験の機会の設定。
- 社会参画活動の推進

(3) いじめ防止のための組織と具体的な取り組み

(1)いじめ防止のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、下記関係者からなる「いじめの防止対策委員会」を置き、必要に応じて委員会を開催する。

〇校内職員 : 校長、教頭、教務主任、各学年主任、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、該当担任

〇校外関係者:学校評議員代表、学校医、教育委員会、町福祉課、教育相談員、地区主任児童委員、民生委員代表、南部地区青少年育成会議会長、寒河江警察署生活安全課少年補導専門官

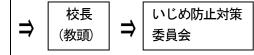
※校外関係者は、校長が必要に応じて会議への参加を要請する。

②具体的取り組み

【いじめの早期発見】

いじめ発見のルート(小さなサインも見逃さない)

- 1) 本人からの訴え
- 2) 教職員による発見
- 3) 他からの情報(児童・保護者・地域・スポ少・学童等)
- 4) アンケート調査 (Q-U アンケート…6 月・10 月) (学校生活アンケート…7 月・12 月・3 月)
- 5) 個人面談(全学級…6月、随時)
- 6) 職員会議・職員打ち合わせ(子どもを語る会)



【いじめへの早期対応】

いじめ・サインを発見したら、24時間以内に対応する。

○誰が、誰に、どのような内容のいじめを受けているのか。 1) 事実関係の把握 2) 対応策の協議 ○どの職員がどの子どもにどのように対応するか。(被害児童と加害児童) 3) 事実の確認 O聞き取ったことを照合し、事実を確認する。 ・確認した事実を被害児童及び保護者へ報告する。(担任、学年主任) (ア)被害児童及び保護者 ※被害児童の安心・安全を保障し、守る対応策を考え、その内容を保護者に への報告 伝え了解を得る。 ・確認した事実を加害児童及び保護者へ報告する。(担任、学年主任) (イ) 加害児童及び保護者 ※いじめの非に気づかせ、被害児童への謝罪への醸成を行う。保護者には、 への指導 いじめの事実を伝え、家庭での指導と見守りを要請する。 〇被害児童及び加害児童を同席させ、被害児童に対して加害児童に謝罪と反省 4) 謝罪の場の設定 を示させる。(校長・担任) 5)全体の児童への指導 ○被害児童及び保護者の了解を得て、学級・学年・全校児童へのいじめの再発 防止に向けた指導を行う。(校長・生徒指導主任・担任・学年主任) (全校又は学年) ※いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせる。 〇いじめが解消しても、被害児童及び保護者と定期的な話し合いを持つ。 6)継続的見守り

【児童の主体的な取り組み】

・児童会によるいじめ撲滅の宣言やいじめ防止標語作り ※児童自らがいじめの問題について主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。

3 重大事態への対処

○いじめにより、当該児童の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認められた時、第三者による調査組織を設け、重大事案に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

<重大事案と想定されるケース>

○児童が自殺を図った場合 ○身体に重大な傷害を負った場合 ○金品等に重大な被害を被った場合 ○精神性の疾患を発症した場合 ○年間30日以上の欠席があった場合

4 いじめ事案発生時の連絡体制

